

1) 議題案名

フィリピンにおける政治的殺害等人権侵害の状況と対フィリピン ODA 供与について

2) 議題の背景

フィリピンでは、現グロリア・マカパガル・アロヨ大統領が就任した 2001 年から今日までの 6 年間で、合法左派政党の活動家、教会関係者、ジャーナリスト、その他の社会活動家の政治的殺害や強制失踪の報告が後を絶たず、犠牲者の数は増える一方である。

政府開発援助（ODA）国別データブック 2006 によれば、2005 年度までのフィリピンに対する日本の援助実績は、円借款 2 兆 326.74 億円、無償資金協力 2,408.48 億円（以上、交換公文ベース）、技術協力 1,753.16 億円（JICA 経費実績ベース）で、日本はフィリピンにとって最大の ODA 供与国である。日本の市民団体・NGO は、そうした背景から、日本政府に対し繰り返し、現在のフィリピンの人権問題を指摘し、フィリピン政府に解決を促すよう要請するとともに、現時点でのフィリピンへの ODA 供与を見合わせるよう求めてきた。

日本政府は、フィリピンの人権状況に対する国内および国際社会の懸念と関心が高まるなか、2006 年 12 月、2007 年 5 月、また、7 月に行なわれた日比首脳会談、あるいは、外相会談において、フィリピンにおける「政治的殺害」について言及をし、正式な外交上の会談でフィリピン政府に「フィリピンの人権状況についての日本国内の強い関心」を伝えた。

こうした国内外からの懸念に応じる形で、フィリピン国内では、「迅速な解決」に向けた 99 の地方裁判所を特別法廷の指定、新しい救済令状の発行措置の採用、あるいは、「解決策の追究」を目的とした全国協議サミットの開催など、アロヨ政権による問題への具体的な取り組みの努力が見られるようになった。

しかし、フィリピンの市民活動家に対する深刻な人権侵害の状況は現在も一向に改善される兆しはなく、フィリピンの人権団体によれば、アロヨ政権下で起こった超法規的殺害の犠牲者数は、今年 7 月 31 日までで 886 名にものぼっており、アロヨ政権の問題への取り組みの有効性については疑問の声があげられている。フィリピン国内法（第 6981 号）に基づいた、犠牲者の家族や殺害事件の目撃者の適切な保護もなされていない状況が続いている。

また、左派活動家・ジャーナリスト殺害に関する特別調査委員会（メロ委員会）が今年 1 月末にアロヨ大統領に提出した報告書（2 月 22 日に公表）、あるいは、2 月に超法規的・即決・恣意的処刑に関する国連特別報告者の中間報告では、国軍の関与、すなわち、組織的な殺害であることが明確に裏付けられており、また国連特別報告者が、政治的殺害の急増と政府の反乱鎮圧作戦との関連も示唆しているが、軍は関与を否定し続けている。

このように、フィリピンの人権状況が改善されていないにもかかわらず、日本政府は、今年 7 月 31 日、フィリピン政府との間で、無償 2 案件の交換公文の署名と新たな有償（円借款）2 件のプレッジを行なった。

3) 議題に関わる問題点

- ・ フィリピンに対する ODA 供与を進めるにあたり、日本政府が ODA 大綱「Ⅱ．援助実施の原則（4）」に則り配慮すべきであるフィリピンの「基本的人権および自由の保障状況」について、日本政府の認識が明らかにされてこなかった。日本政府は日本の市民に対する説明責任を果たすべきである。
- ・ フィリピンにおける「政治的殺害」の問題は一向に解決しておらず、依然として、国際的な

懸念の声もあがり続けている（参考資料 1）。そのような人権状況にあるフィリピンへの ODA 供与を現時点で進めることは、フィリピン政府に対し、日本政府が現在のフィリピンにおける人権状況に満足しているという誤った認識を与える恐れがある。

4) 外務省への事前質問

- ・ 無償 2 案件の交換公文の署名と新たな有償（円借款）2 件のプレッジを行なった同じ日比外相会談の場で、麻生外相（当時）はフィリピン政府に対し、「政治的殺害」について「事態解明に向けての一層の努力を要請し」ており、フィリピンの人権状況について、依然として改善されるべき点があるとの認識であったと理解している。どのような点の改善、あるいは、解決が必要であると日本政府は考えているか。
- ・ 外相（当時）の発言からも見られるとおり、日本政府は、フィリピン政府の人権状況に改善が必要との認識を持っているなか、ODA 大綱「Ⅱ. 援助実施の原則（4）」に明記されている「基本的人権および自由の保障状況」の点について、どのような評価を行ない、どのような認識を持っているか。
- ・ 国連特別報告者が政治的殺害の急増との関連性を示唆している軍の反乱鎮圧作戦「オペラン・バンタイ・ラヤ」を日本政府は入手し、精査しているのか。また、政治的殺害、強制失踪等の人権侵害への軍の関与について、日本政府はどのような認識を持っているか。
- ・ 現在、第 26 次円借款パッケージのうち唯一交換公文が行われていない「アグノ川統合灌漑事業（旧称：サンロケ多目的事業灌漑部門）」については、同事業に反対していた農民リーダーが暗殺されるなどの人権問題のほか、2006 年 2 月に NGO から日本政府に提出された要請書の中でも指摘されているとおり、さまざまな環境・社会問題が未解決のままである。現地の新聞報道（参考資料 2）によれば、「日本政府は同事業の実施地域で農民リーダーが殺害されたことに対する人権団体の懸念の声に応え、同事業への円借款供与を進めるプロセスに応じていない」と理解できるが、7 月に ODA 供与のプロセスが進められた他の ODA 案件と並んで、同事業の円借款供与のプロセスが前に進められなかった理由は何か。
- ・ 「アグノ川統合灌漑事業」の円借款供与のプロセスが人権問題の観点で進められていないのであるとすれば、日本政府は、ODA 供与と「基本的人権および自由の保障状況」について、各個別案件レベルのみで配慮し、ODA 供与を進める、あるいは、進めないという方針を持っているのか。

5) 議題に関わる論点

- ・ ODA 供与における人権配慮については、個々の問題としてだけではなく、ODA 制度全体として改善が必要と思われる。
- ・ ODA 大綱「Ⅱ. 援助実施の原則（4）」にも「途上国における民主化の促進」および「基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う」と明記されているとおり、重大な人権侵害が行なわれている現在のフィリピンへの援助供与には、慎重に対処すべきである。フィリピンの現状・問題に詳しい市民・市民団体との意見交換も行ないながら、ODA 供与のプロセスの透明化を図るべきである。
- ・ 超法規的・即決・恣意的処刑に関する国連特別報告者が 2007 年 2 月 21 日のプレス・ステートメントで、「申し立てられているような種類の殺害が少数起こってさえ、その影響は多岐にわたって波及する。膨大な数の市民社会のアクターを脅迫」と述べているとおり、そうした一連の政治的殺害の事件は、自分の身に同様の事態が起こるのではないかと懸念するフ

フィリピン市民の声を圧迫する可能性は否めない。また、こうした状況下では、国際協力機構（JICA）や国際協力銀行（JBIC）の環境社会配慮ガイドライン、また、国際的にもグッド・プラクティスとして求められているような「地域社会の社会的合意」や「適切な住民参加」、「適切な住民協議の場」を確保する素地がフィリピンでは損なわれていると言える。個別の案件における人権状況を確認するのはもちろんのことであるが、フィリピン社会全体における「基本的人権の保障状況」について配慮を行ない、ODA 供与の実施について検討すべきである。

議題提案団体：

フィリピン情報センター・ナゴヤ、ヒューマンライツ・ナウ、（特活）FoE Japan

以上